

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

[04] 諸外国からの救援

【教訓情報】

01. 発災直後より、海外から人命救助のための支援申し入れがあったが、受け入れ体制が整わなかったことなどから、支援受け入れは数日後となった。

【教訓情報詳述】

01) 震災当日より諸外国からの支援申し入れが相次いだ。2月9日までに70カ国・地域と3国際機関からの申し入れがあり、44カ国・地域(9月1日現在)の支援を受け入れた。

【参考文献】

[参考] 海外からの支援(申し入れ順、2月9日現在 外務省調べ)については[『京都消防 阪神・淡路大震災特集号』京都市消防局(1995/3),p.74-75]にある。

>

[参考] 海外からの支援受入一覧(1995年9月1日現在)は[古森勲「第3部 第1章 救出・救援」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.325]にある。

>

[引用] 災害直後に行われた日本赤十字社の医療活動の立ち上げの迅速さ、活動内容は高く評価される。ただし、日本赤十字社が有する医療派遣能力と被災地での負傷者や医療必要者の数との関係が量的に適切であったかどうかについて、客観的な評価システムが現行では存在していない。[河田恵昭「海外からの応援部隊の受入れの課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第1巻(防災体制)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.259]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

[04] 諸外国からの救援

【教訓情報】

01. 発災直後より、海外から人命救助のための支援申し入れがあったが、受け入れ体制が整わなかったことなどから、支援受け入れは数日後となった。

【教訓情報詳述】

02) 政府非常災害対策本部に外務省は入っておらず、支援受入の窓口・判断体制も不明確だったため、震災直後の支援受入の判断には時間を要した。

【参考文献】

[参考] 政府非常災害対策本部に外務省が入っていなかったことをはじめ、国において、諸外国からの支援申し出を想定しての受入窓口・判断などの体制がとられていなかったことについては、[読売新聞大阪本社「阪神大震災」読売新聞社(1995/10),pp.104-105]にある。

>

[参考] 海外からの支援に対する日本側の対応の遅れについて、受入OKが出るまでに時間がかったことから出発が遅れたとの指摘がある。[古森勲「第3部 第1章 救出・救援」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.323-324]

>

[参考] スイスからの救助犬の受入に関する国の対応については、[小里 貞利「震災大臣特命室 震度7と闘う男たちの記録」読売新聞社(1995/8),p.37]にある。これによると、17日夕刻、スイス大使館から外務省を介して救助犬派遣の打診を受けた国土庁は、兵庫県の意向をもとに、一度「受け入れる体制にない」と返答。翌日、国土庁・消防庁からの相談にもとづいて、農水省により救助犬の検疫を事実上省略することが可能となる措置がとられ、スイスへの派遣要請が出された。そこから同書著者は、検疫が障害となって支援受入が遅れたのではなく、現地の受入体制(案内要因の確保、支援者の宿泊所の確保等)が整わなかったためとしている。

>

[引用] 問題は、海外からの応援部隊の受入れである。これに伴うあらゆる事項を被災自治体に準備させることは基本的にやめるべきである。むしろ肩代わりできる組織を新たに用意すべきである。[河田恵昭「海外からの応援部隊の受入れの課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第1巻(防災体制)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.258]

>

[引用] 救急・救命の支援体制では、警察及び消防については、応援部隊の派遣先などの指示について混乱があった。それは、被災地に向かう応援部隊に対して、どこに行けばよいのか指示が与えられず、とりえず都心部の本部に行く必要があったことである。[河田恵昭「海外からの応援部隊の受入れの課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第1巻(防災体制)』兵庫県・震災対策国

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
1-04. 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

01. 発災直後より、海外から人命救助のための支援申し入れがあったが、受け入れ体制が整わなかったことなどから、支援受け入れは数日後となった。

【教訓情報詳述】

03) 震災翌日の閣議において、諸外国からの支援を積極的に受け入れることが決められた。

【参考文献】

【引用】海外救助隊受け入れは、被災地の情報不足、混乱を理由に政府が対応できないまま、震災発生翌日の十八日を迎えた。政府の初動態勢が批判されるなか、外相河野洋平は閣議で「積極的に受け入れては」と提案、決着がついた。[読売新聞大阪本社「阪神大震災」読売新聞社(1995/10),p.206]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
1-04. 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

02. スイス、フランスの救助隊、およびイギリス等の民間救助隊が、現地での救出活動にあたり遺体捜索を行った。海外からの支援受け入れは、現地での対応負担を増やすという側面もあった。

【教訓情報詳述】

01) 海外救助隊としては、スイス災害救助隊(1月19～22日)、フランス災害救助特別隊(1月21～24日)、イギリス国際救助隊(NGO、1月23～26日)などが活動した。

【参考文献】

【参考】県警の記録による各外国人救援部隊の陣容および活動期間は、[「阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～」兵庫県警察本部(1996/1),p.68-70]にある。

> 【参考】海外からの人的支援(神戸市把握分)には、このほか、個人として救援にきた米国の2名(いずれもスイス・フランス隊と合流)およびメキシコからのレスキュー隊3名も記されている。[「阪神・淡路大震災―神戸市の記録1995年―」神戸市(1996/1),p.598]

> 【参考】メキシコからのレスキュー隊については、1月22日に到着した時点で捜索・救助活動への支援がほぼ必要なくなっていたことから、他の救援活動の手伝いを兵庫県庁に申し出、倒壊家屋整理のボランティアを行ったとされる。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」地域安全学会論文報告集 No.6(1996/11),p.266]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)
1-04. 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

02. スイス、フランスの救助隊、およびイギリス等の民間救助隊が、現地での救出活動にあたり遺体捜索を行った。海外からの支援受け入れは、現地での対応負担を増やすという側面もあった。

【教訓情報詳述】

02) 海外救助隊による捜索の結果、遺体が発見されたが、生存者の救出には至らなかった。

た。

【参考文献】

[参考] スイス災害援助隊による捜索活動については、[消防庁「阪神・淡路大震災の記録2」ぎょうせい(1996/1),p.83-84]にある。これによると、1月19日午後から22日午前の捜索で計9人を救出(いずれも死亡)となっている。

> [参考] [「阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～」兵庫県警察本部(1996/1),p.68-70]による各国の救助隊の捜索状況は以下の通り。
フランス:遺体2、
イギリス:遺体1
スイス:遺体6

> [参考] [「阪神・淡路大震災誌」(財)日本消防協会(1996/3),p.161]による各国の救助隊の捜索状況は以下の通り。
フランス:遺体2
イギリス:記載なし
スイス:遺体9

> [参考] [西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.265-266]による各国の救助隊の捜索状況は以下の通り。
フランス:遺体2、
イギリス:遺体2
スイス:遺体9

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

[04] 諸外国からの救援

【教訓情報】

02. スイス、フランスの救助隊、およびイギリス等の民間救助隊が、現地での救出活動にあたり遺体捜索を行った。海外からの支援受け入れは、現地での対応負担を増やすという側面もあった。

【教訓情報詳述】

03) 混乱した被災地の自治体等に受入準備の負荷がかかったことから、現地の状況に配慮しない支援受入には問題があったとの指摘もある。

【参考文献】

[引用] 救助隊については、警察、消防の第一線機関において救助隊に関する知識・情報の不足、経験等の違いなどもあって受け入れにとまどいが見られた....(後略)....[「阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録」阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.38-39]

> [参考] 被災地においては、国際捜索救助チームを積極的に受け入れる希望はなく、地元の指揮命令系統に即座に入れる国内の消防・警察のチームが求められていたという指摘がある。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.265]

> [参考] 海外救助隊の受け入れに関する現地の戸惑い、外交的配慮を優先する地元で配慮しない受け入れに対する問題点の指摘については、[読売新聞大阪本社「阪神大震災」読売新聞社(1995/10),p.206-207]にある。

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

[04] 諸外国からの救援

【教訓情報】

02. スイス、フランスの救助隊、およびイギリス等の民間救助隊が、現地での救出活動にあたり遺体捜索を行った。海外からの支援受け入れは、現地での対応負担を増やすという側面もあった。

【教訓情報詳述】

04) 人的被害に関する発表方法が確定数発表だったため海外に対して次々と被害者が増えていくという誤解を与え、当初は捜索救助活動の支援不要としていた各国政府の認識が変化したとの指摘もある。

【参考文献】

[参考] 国際報道では、最も悲劇的な実話が選択されて報道され復旧状況などに関する報道は割愛されたこと、人的被害数が確定数発表だったことから、誤解が生じ、各国政府における判断も変更されたとされている。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.264]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03. 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

01) 震災直後より各国および国際的医療NGO等から医療支援の申し出があり、1月22日頃から神戸市分で8団体・個人計80人が活動に従事した。

【参考文献】

[参考] 海外からの人的支援(神戸市把握分)によると、医療活動への支援は8団体・個人計80人に及んだとされる。[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.598]

>

[参考] 外務省の把握している医療活動支援の申し出については、イギリス(ボランティア医療チーム)、韓国、中国、タイ、ギリシャ、スロバキア、バングラディッシュ、イエメン、キューバ、ポーランド、新ユーゴより申し出があったとされる。そのうち、タイ医療チームについて公式に受け入れた。[『京都消防 阪神・淡路大震災特集号』京都市消防局(1995/3),p.74-75]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03. 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

02) 日本の医師免許を持たない諸外国の医師に対し、1月23日厚生省は「緊急避難的行為として医療行為を認める」という判断を下した。

【参考文献】

[参考] 米国NGOに対し、医師免許がないため医療行為は認められないとする神戸市のやりとり、およびその後厚生省が緊急避難措置として医療行為を認める判断を下したことについては、[読売新聞大阪本社「阪神大震災」読売新聞社(1995/10),p.208-209]にある。

>

[引用] 海外からの医療ボランティアについては、地震直後の早い時期に厚生省より「日本の医師免許を持っていなくても必要最小限の医療行為は緊急避難的行為として認める」との連絡があり....(後略)....[『阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－』神戸市(1996/1),p.597]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04 . 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03 . 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

03) 医療活動の支援受け入れには、日本語に流暢なことが必要であり、国内の医療従事者の動員で十分だとの判断もあった。

【参考文献】

【参考】医療支援については、日本語に流暢であることが必要であり、また国内の医療従事者の動員で十分であるとの判断が早期からなされており、その結果として多くの支援申し出に対して「足りている」と回答がなされたという。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.267]

【区分】

1 . 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04 . 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03 . 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

04) 被災地の医療ニーズが風邪、消化不良、過労や慢性疾患に対する医療であったのに対し、支援側は骨折等の救急医療の提供を主眼としていたためのミスマッチもあった。

【参考文献】

【参考】米カリフォルニアからの医療NGOチームが、骨折・火傷治療の機材を整えて到着したが、その時点ではすでに重傷患者は病院に収容済みであり、避難所での風邪、過労、慢性疾患の診察が必要であったため、医療技術が役立たないことに苛立って海外マスコミに不満を訴えたという例があった。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.268]

>

【参考】米NGOが現地ニーズとミスマッチだった点については、[読売新聞大阪本社「阪神大震災」読売新聞社(1995/10),p.208-209]にもある。

【区分】

1 . 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04 . 救助・救急医療
【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03 . 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

05) 海外医療チームは、問診のため日本人医師・通訳などの付き添いが必要だったり、日本語と外国語の2種類のカルテが必要だったという問題もあった。

【参考文献】

【参考】フランスに本拠を置くNGO「世界の医師団」(MDM)から派遣された医師は、AMDAの協力を得て被災地入りしたものの、補助のためにAMDA医師1名、通訳1名、フランス語が堪能な調整員1名の計3名による補助が必要であり、またカルテを日仏両語で備える必要があったことが指摘されている。[西川智「阪神・淡路大震災でみられた国際救援活動のミスマッチ」『地域安全学会論文報告集 No.6』(1996/11),p.267-268]

【区分】

1. 第1期・初動対応(地震発生後初期72時間を中心として)

1-04. 救助・救急医療

【04】諸外国からの救援

【教訓情報】

03. 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。

【教訓情報詳述】

06) 米国ボランティア団体より送られた医薬品が、薬事法上の規定に合わなかったため受け入れられず、海外メディアに「薬も拒否」と誤解を受けた面もあった。

【参考文献】

【参考】米国ボランティア団体「アメリカーズ」より送られた鎮痛剤が、日本国内の許容量を大幅に超えていたため配布できず、緊急用備蓄にまわすこととしたが、アメリカーズ側の判断でフィリピンへ転送されたことについては[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.209]参照。